

「ある介護制度を『悪質な良質を駆逐する』ように、支援方法介護を介護保険に吸収しようとしています。社会保険の仕事の一つである福祉制度の充実化で、高齢者介護をカバーできるようになります。」

4 支援法の問題——自治体間格差

浅田訴訟が発生したのも、支援法の七条（支援法実効化を市町村に見つけることによる）、「支援する云々」を原判が採択したことによる。自治体間格差が介護の量や支援メニューの利用基準の格差をつくりだしています。

く、補装具メニュー、日常生活用具のメニュー。電動車椅子を室内用と室外用の二車の所有を認めている自治体とこれを認めない自治体、日常生活用具の修理に可否の差があることなどです。

アセラ体験会場の背景には、「自治体」として、障害者への理解と、福祉の基本原則としての理解の仕方に大きな差があることが、見えてきました。

「六十五歳問題」を取り上げた
高橋千鶴子衆議院議員の質問

二〇一三年十一月八日 衆議院厚生労働委員会

「六十五歳問題」を取り上げた
高橋千鶴子衆議院議員の質問（要旨）

一一一三年十一月八日 衆議院厚生労働委員会

高橋千鶴子（衆議院議員） 障害するものがないような、障害福祉社
ある高齢者について、介護保険の するものがなくなります。障害福祉社
優先原則が大きな壁になってしま ビス固有のサービスは、障害者総
す。障害者総合支援法第1条の介護 会支援法に基づくサービスを受ける
ことがで、市町村が適当と認める
保険優先原則は廃止すべきだと思
います。これは、障がい者制度改革推
進会議の総合協議部会でも意見が出
され、骨格修改案に反映されています。
障害者総合支援法の法案審査會の
設置でも意見がありました。改めて
聞きます。なぜ六十五歳になったら
との考え方です。

誰さんは、ひとり暮らしで一日八時
間の長時間訪問介護を、家事、事
業、見守りなどのセプトを受けさせて
いた。ところが六十五歳になると
住民税は非課税なので利用料は無料
でした。これが六十五歳になると
当たつて介護保険が必要だとと言わ
れ、一割負担だといふ受けているサ
ービスでは自己負担は十万円くらい
かかると想われた。実際そう言われ
ています。しかし言うわれ
て、大変不安になって、これ以上は
負担できないと、介護認定を受けな
かつた。そうしたら、認定を受けな
いから優先原則を破ったということ

問) サービスが受けられなくなるのか、おかしくないでしょうか。
蒲原基道(厚生労省社会・援護局障害
保健福祉部長) 社会保障制度の
原則であります「保険優先原則」のもと
で、介護保険のサービスにより障害
者のサービスのサービスを要する場合、
は、障害度に応じて、介護保険の基づ
くサービスを利用していくなど、
ただし、介護保険サービスに相当
な額の賃金を支払うべきである。
高橋
されることは、変わ
いサービス

二〇一一年八月改正の障害者基本法にしめされた、社会的障壁による障害者が制度より生じることを認識して、きちんと対応しようとしている自治体もあります。しかし、一方で、岡山市のように、これを認識せらせず、数々の権利を逸脱して、自治体の手で新たな社会的な格差が生じていています。大きな格差は、障害者の福祉を充実させる運動の大きな課題です。浅田訴訟の勝利は、岡山市の障害者福祉の未来へあしたを変えていく大きな力となるでしょう。

このように、「六七」としての支援も権利化されるべきでしょう。

障害者はもちろん、生きていくために必要な介護・福祉・健康（医療）は、無料でなく、ではありません。それこそが、真に憲法理念を実現した社会であり、私たちのすむべき方向だと考えます。

障害者総合支援法の「改正」にかかる高橋千鶴子衆院議員の質問にたいして、塙崎厚労大臣は、「介護保険優先原則について……昨年障害福祉制度と介護保険制度との関係について、さまざまな御意見がありましたが、我が国の方針

すことが、なりゅうする事項の実現のためには、それを行うことは重要なことです。この秋には、地盤改良工事が、これまで、たたかいで、最後に、浅田耕一郎さんによつて、社会的・経済的負担を維持が、基本的人権を痛感していることについて、勝利めざして努力を続けることの終わりとします。

卷之三